

第 2 1 回

東京都多重債務問題対策協議会

令和 6 年 5 月 2 1 日 (火)

オンライン方式 (T e a m s)

都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 B

午前10時00分開会

○野口課長 大変お待たせいたしました。

ただいまから第21回「東京都多重債務問題対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、皆様にはお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております、生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の野口と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林課長 同じく事務局を担当しております、福祉局生活福祉部地域福祉課長の小林でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○野口課長 最初に、オンラインで御出席されております委員の皆様に、オンラインの操作について説明させていただきます。

発言されるとき以外は、マイクをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して、再入室を試みていただければと思います。

再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

会場にお越しの委員の皆様におかれましては、マイクを使用される際は、オンラインで御出席の皆様にも聞こえるよう、恐れ入りますが、明瞭にお話しいただければと存じます。

それでは、議事に入ります前に、会長でもあります、古屋生活文化スポーツ局長から御挨拶申し上げます。

○古屋会長 皆様、おはようございます。

本協議会の会長、生活文化スポーツ局長の古屋でございます。

皆様には、御多忙の中御出席を賜りまして、どうもありがとうございます。

東京都では、自己破産者の急増、また、経済・生活問題を抱えた自殺者の増加といった多重債務問題が社会問題化した平成19年度に本協議会を設置いたしました。以来、多重債務問題対策に全庁を挙げて取り組んでまいったところでございます。

この間の成果について申し上げますと、平成22年の改正貸金業法の完全施行や、関係団体の皆様と連携して講じました様々な対策によりまして、都内の消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数が、ピーク時の平成20年度には約7,900件ございました

が、令和2年度には、4分の1以下の約1,700件まで減少してきてまいっております。

しかしながら、その後、やや増加傾向に転じてございます。

相談の内容としては、これまでも相談のあったギャンブルや、買物依存等に加えまして、コロナ禍で失業、または大幅な収入減ということで多重債務に陥ったといった相談も目立つようになってきております。

都としても、その折々の社会経済状況に合わせまして、引き続き対策を講じていく必要があると考えてございます。

本協議会では、専門分野ごとに部会を設置いたしまして、多重債務に係る相談事業や、生活再生事業、ヤミ金融の被害防止に係るキャンペーンなど、様々な取組を実施してございます。

本日の会議では、皆様からこの1年の取組について御報告を頂戴しまして、情報を共有し、今後の対策に生かしていきたいと考えてございます。

都は、今後も関係団体の皆様と連携を図りながら、多重債務問題に適切に取り組んでまいりたいと考えてございますので、委員の皆様には、引き続き御協力を賜りますよう、また本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○野口課長 古屋局長は、公務のため、ここで退席させていただきます。

○古屋会長 よろしくお願い申し上げます。

(古屋会長退室)

○野口課長 進行については、生活文化スポーツ局消費生活部長の片岡が務めます。

よろしく願いいたします。

○片岡委員 消費生活部長の片岡でございます。

本日の進行役を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、本協議会につきましては、設置要綱第9の規定に基づきまして、原則公開することとなっておりますので、本日の協議会は、公開で行うこととさせていただきます。

傍聴の皆様におかれましては、会議の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、まず、事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○野口課長 資料について確認させていただきます。

オンラインで御出席の委員の皆様には、事前にお送りした資料によりまして御確認いた

だきたいと思います。

それから、会場にいらっしゃる委員の皆様には、お手元のタブレットにより御確認ください。

資料の件名は省略いたしまして、資料の番号の読み上げにて確認させていただきます。御協力をお願いいたします。

まず、本日の次第がございまして、資料1。

資料2。

資料3は、資料3-1から資料3-6まで。

資料4。

資料5は、資料5-1から資料5-3まで。

資料6は、資料6-1から資料6-5まで。

資料7。

一旦、以上となります。

続きまして、委員から御提出いただいた資料です。

4点ございます。

こちらは、提供の委員のお名前を併せて御確認いただきます。

資料8-1「日本司法支援センター東京地方事務所 亀井委員提供資料」でございます。

資料8-2「日本クレジットカウンセリング協会 米澤委員提供資料」でございます。

資料8-3-1、資料8-3-2「財務省関東財務局東京財務事務所 木村委員提供資料」でございます。

資料8-4「日本貸金業協会 菅原委員提供資料」でございます。

以上の資料がお手元にそろっていることを御確認ください。

よろしいでしょうか。

資料の確認は、以上となります。

○片岡委員 続きまして、事務局から委員の御紹介をさせていただきます。

○野口課長 事務局から委員の御紹介をさせていただきます。

資料1、委員名簿を御覧ください。

名簿順にお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、お返事をお願いいたします。

オンラインの方は、マイクとカメラをオンにしてお返事いただければと思います。

終わりましたら、再びマイクはオフにしてくださいませよう、お願いいたします。

東京弁護士会弁護士の宮村委員でございます。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村です。

よろしく願いいたします。

○野口課長 田中委員は、オンラインに接続できておりますでしょうか。

御紹介いたします。

第一東京弁護士会弁護士の田中委員でございます。

○田中委員 第一東京弁護士会弁護士の田中です。

よろしく願いします。

○野口課長 第二東京弁護士会弁護士の寺谷委員でございます。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷と申します。

よろしく願いいたします。

○野口課長 日本司法書士会常任理事（企画部長）の安藤委員でございます。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

よろしく願いいたします。

○野口課長 失礼しました。

日本司法支援センター東京地方事務所副所長、弁護士の亀井委員でございます。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

よろしく願いします。

○野口課長 一般社団法人東京労働者福祉協議会専務理事の内村委員でございます。

○内村委員 東京労福協の内村と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○野口課長 社会福祉法人東京都社会福祉協議会福祉振興部長の小川委員でございます。

○小川委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○野口課長 東京都民生児童委員連合会常任協議員の福司委員でございます。

○福司委員 東京都民生児童委員連合会の福司でございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○野口課長 東京都金融広報委員会事務局長の岡崎委員でございます。

○岡崎委員 東京都金融広報委員会の岡崎です。

よろしく願いいたします。

○野口課長 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長の菅原委員でございます。

○菅原委員 日本貸金業協会の菅原と申します。

よろしくお願ひいたします。

○野口課長 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事の米澤委員でございます。

○米澤委員 よろしくお願ひします。

○野口課長 財務省関東財務局東京財務事務所所長の木村委員の代理といたしまして、同東京財務事務所理財4課長の池田様でございます。

○池田代理委員 木村の代理出席でございます。

よろしくお願ひします。

○野口課長 八王子市市民部長の横溝委員でございます。

○横溝委員 八王子市市民部長の横溝と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○野口課長 本日欠席される委員は、足立区産業経済部長の石鍋委員。

瑞穂町協働推進部長の宮坂委員。

東京都福祉局長の山口委員。

警視庁生活安全経済課長の半田委員でございます。

なお、東京都及び警視庁の委員については、名簿のとおりでございます。

○片岡委員 それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に議事(1)「各部会報告」ですが、まず、事務局から各部会の開催状況について説明をお願いします。

○野口課長 それでは、資料2の多重債務問題対策協議会部会開催状況を御覧ください。

多重債務問題に対応するには、幅広い対策が必要となります。

そのため、本協議会の下に、生活再建部会、情報連絡部会、相談部会及び貸金業部会の4つの部会を設置し、対応を進めております。

また、それぞれ部会が専門的に活動し、さらに必要に応じて連絡を取り合い、連携しながら取り組むことによりまして、協議会としての対策を進めております。

各部会の詳しい活動内容につきましては、後ほど部会ごとに御報告させていただきますので、ここでは、事務局から各部会の開催状況について概要を説明させていただきます。

1つ目の「生活再建部会」ですが、本年2月に開催いたしました。

議題としては、資料にありますとおり、多重債務者生活再生事業の実施状況。

生活困窮者自立支援制度との連携や、自殺対策への取組などについて、報告と意見交換を行いました。

2つ目の「情報連絡部会」ですが、こちらでは「多重債務問題に関する研修」を実施しており、新任職員向けの研修と、経験者向けの研修をそれぞれ資料に記載の日程で実施いたしました。

3つ目の「相談部会」ですが、毎年「多重債務110番」といたしまして、消費生活総合センターや、区市町村弁護士会などの関係団体が連携して特別相談を実施しています。

この特別相談の実施に当たり、情報交換や意見交換を中心に行っております。

4つ目の「貸金業部会」ですが、先週末の5月17日に開催しています。

都の貸金業対策の状況や「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を含む啓発宣伝事業に関する意見交換等を行いました。

最後の「相談部会と貸金業部会の合同開催」についてですが、こちらは、両部会に関わる問題について、多方面からの情報収集や情報共有を図るため、昨年度は1月に開催いたしました。

最近の多重債務問題などについて、各団体からの報告を含めまして情報共有を図りました。

説明は以上でございます。

○片岡委員 それでは、引き続き、各部会長から部会ごとの取組状況の報告をお願いしたいと思います。

全ての報告が終わりましたら、その後に質疑の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、生活再建部会と情報連絡部会につきまして、新内委員からお願いいたします。

○新内委員 福祉局生活福祉部長の新内でございます。

よろしくお願いいたします。

最初に、生活再建部会について御報告いたします。

資料3-1を御覧願います。

こちらの事業ですが、多重債務、過剰債務で生活が困難な状況にある方に対して、生活相談や家計の診断を行った上で、必要な方に資金の貸付けを行うことで、多重債務の解決

と生活の再生を支援する事業でございます。

「1 事業実績」を御覧願います。

「新規相談件数」は、平成26年度以降、最近10年間を見ますと、令和元年度までは多少の増減は見られますが、ほぼ横ばいでしたが、令和2年度は大きく減少となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った方に対します国の特例貸付の制度や住居確保給付金などといった支援策が拡充したことなどが要因として考えられるかと思っております。

これらの支援が終了した令和4年度は、新規の相談件数が増加し、令和5年度も1, 161件と前年と同水準の件数となりました。

資金の貸付実績は、令和5年度に15件と、多少、前年度から減少はしておりますが、コロナ禍以前より高い水準で推移しております。

その下は、相談についての分析でございます。

それぞれ左側のグラフは、令和5年度単年度の実績、右側の表は、令和元年度から令和5年度までの5か年の推移をお示ししております。

最近の傾向を中心に御報告いたしますと、まず「②相談内容」です。

右側の年度別推移を見ますと、複数回答とはなっておりますが、例年と同じく「生活費の不足」が最も多く56%、続きまして「月々の返済額の軽減」が高い割合となっております。

また、令和4年度に大きな増加が見られました「病気」「税金、公共料金滞納」「家賃の滞納」は、令和5年度も高い状況でございます。

続きまして「③職業別」を御覧願います。

相談者の職業についての割合ですが、中ほどにあります「無職」につきましては、令和2年度の19%から減少して、令和5年度は11%となっております。

1つ飛びまして「⑤年収」。

こちらは相談者の年収でございます。

収入がない方は、令和2年度は20%でしたが、その後減少し、令和5年度は11%となっております。

次に「⑥他機関への紹介」でございます。

相談先の内訳として最も多い紹介先は「弁護士会」でございます。

任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方の紹介先となります。

令和元年度から令和4年度にかけて、最も多い紹介先であった「フードバンク」ですが、令和5年度は減少となっております。先ほど申し上げた職業別の「無職」とか年収の無収入の方が減少してきたことなどに関連しているものかと思われます。

続きまして、次のページの「令和5年度の主な取組」でございます。

重点的なものに絞って御報告いたします。

まず①「関係機関との連携」の「(1) 関係機関の紹介・連携支援」といたしまして、本日御出席いただいている委員の皆様が所属されている関係機関等を相談者の状況に応じて紹介するとともに、連携しながら支援を実施しております。

次に、下の(4)、生活困窮者のところですが、東京都の生活再生相談窓口では、区や市の自立相談支援機関が相談者の支援方策に迷った場合に連携して対応を行っております。

相談実績の推移を御覧いただきますと、令和5年度は287件と増加しており、区市等の窓口でも多重債務を抱える困難なケースが増加していることがうかがえるかと思っております。

続きまして、昨今の多重債務相談において課題となっております、若年層からの相談の増加について御報告いたします。

次の資料3-2「若年層からの多重債務相談について」でございます。

最近の傾向として、表1にありますように「20代以下」の相談者の方が、平成30年度、令和元年度については全体の9%でしたが、その後、徐々に増えていき、令和5年度には15%となっております。

また、右側の表2にございます令和5年度の数値を令和元年度と比較しても「50代」の割合が減少して「20代以下」の新規相談が増加しております。

若い世代の借入れの動機としましては、表3の囲った部分で「遊興費・交際費」「ギャンブル」「物品購入」「悪質商法」が50代と比較して高い割合で増加していることが分かるかと思えます。

これらの傾向は、資料の3に記載しましたように、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中で、そのツールに一番身近である若者が影響を受けていることだと考えられるかと思っております。

当部会では、多重債務に陥った若い方に対して、家計相談を中心とした生活再建に向けた支援に取り組んでおりますが、若い方が多重債務に陥らないための予防や教育の取組についても御紹介いたします。

次の資料 3-3 にありますとおり、東京都では、5年間の消費生活基本計画に基づきまして、学校現場とも連携しながら計画的に教育を行っているところでございます。

資料の 3-3-①にありますように、高等学校、小中学校、保護者への取組ということで、学校現場と連携した取組をお示ししております。

活動実績は、数字を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

また、その後いろいろと資料を添付しておりますが、近年、マッチングアプリをきっかけとした消費者被害や、悪質なホストクラブでの高額請求等に関するトラブルが増えております。

こういった社会情勢を踏まえまして、チラシやインターネットを活用した情報発信等により、広く注意喚起を行っております。

続きまして、資料 3-4 です。

特に近年、若者が投資の勧誘をされて、消費者被害に遭うようなことが増えております。

金融経済教育の一環として、親子講座や出前講座の形で、お金についての周辺知識の提供や注意喚起などをしております。

以上、若者の被害防止のための消費者教育の取組についての御説明でございました。

続きまして、多重債務問題とも関係がございます自殺対策について御報告いたします。

資料 3-5 です。

東京都における自殺対策の取組を御覧ください。

東京都では、令和 5 年 3 月、左上にあります、東京都自殺総合対策計画の第 2 次を策定しまして、重点事項として、赤く囲った 6 点を掲げております。

その中で、次のページで、新規の取組ということで「とうきょう自死遺族総合支援窓口」を創設しまして、自殺で御家族や親しい方などを亡くされた方専用の相談窓口を開設しております。

また、次のページで、毎年度 9 月と 3 月には、自殺防止のキャンペーンを実施しまして、相談窓口の利用やゲートキーパーの役割につきまして啓発を行っております。

また、この右下に「ここナビ」と掲載しておりますが、こちらは東京都の自殺総合対策に関する情報を集約したホームページでございまして、虐待やDV、仕事関係の悩みなど、様々な相談窓口も併せて掲載しておりますので、多重債務の相談の中で相談された方が、ほかのことでお悩みの場合などに御活用いただければと思います。

東京都や全国の自殺に関するデータにつきましては「東京都における自殺の現状」とし

て、資料3-6にまとめております。

詳しくは、後ほど参照いただければと思いますが、近年、減少傾向で続いていたものが、若干また上向き始めているような状況となっております。

自殺対策については、以上となります。

続きまして、情報連絡部会の活動につきまして御報告いたします。

資料4を御覧願います。

「多重債務問題に関する研修の実施について」という資料でございます。

当部会では、各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務問題に気づき、早期の支援につなげることを目的としまして、研修を実施しております。

令和5年度には、右側の「研修内容」にございますように、基礎的な知識の習得を目的とする新任職員向けの研修、それから、実践的な内容を取り入れた経験者向けの研修をそれぞれ2回、計4回開催いたしました。

参加者は、概要の左下の表にございますように、東京都、区市町村の福祉部門、消費生活部門、税務・徴収部門など、窓口職員や社会福祉協議会の職員などで、令和5年度では、309名の方が参加されました。

いずれの研修におきましても、多重債務問題に精通されている弁護士の先生から債務整理方法や、最近の相談状況などについて、事例を交えて御説明いただいております。

また、新任職員向けの研修では、都の自殺対策の取組を、経験者向け研修では、法テラス様の事業紹介や、具体的事例を用いて家計表作成のワークも取り入れて実施いたしました。

受講後のアンケートでは、多くの受講者から「とても参考になった」という評価をいただいております。

今後も、様々な窓口で多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、また、適切な関係機関との連携を促進するため、研修を継続してまいりたいと考えております。

私からの報告は、以上でございます。

○片岡委員 新内委員、ありがとうございました。

それでは、引き続き、相談部会につきまして、小菅委員からお願いいたします。

○小菅委員 相談部会部会長の小菅でございます。

よろしくお願いたします。

相談部会の取組について御報告いたします。

資料5-1を御覧ください。

まず、東京都が実施している多重債務問題解決のための仕組み「東京モデル」について御説明いたします。

資料5-1の上段にあります「1 多重債務相談『東京モデル』の推進」の「イメージ図」を御覧ください。

多重債務に関する相談が消費生活センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門機関につなげる必要がございます。

しかし、イメージ図の左側にもございますが、相談者の多くは、弁護士や司法書士に直接相談した経験がなくて不安である、また、費用が幾らかかるか心配であるという理由から、相談員が専門相談窓口を案内するだけでは相談に行かずに、多重債務の解決につながらない可能性が高くなります。

そこで、平成19年度に本協議会相談部会において御審議いただき、多重債務問題を抱える相談者を専門相談窓口確実につなげ、きめ細かくフォローアップする仕組みとして「東京モデル」を構築いたしました。試行期間を経て、平成20年度より本格実施しております。「東京モデル」においては、まず、消費生活センターの相談員が多重債務の状況について相談者から丁寧に聞き取りを行い、相談員が直接専門相談窓口を予約して、相談者に連絡するとともに、専門相談窓口からは相談結果の報告を受けるという流れになっております。

もし、予約当日に相談者が専門相談窓口に来なかった場合についても、その報告をいただいて、相談員が相談者に事情を伺って再度予約を入れるなどのフォローアップを行っております。

「東京モデル」の活用実績は、資料5-1の下段「2 多重債務相談件数の推移」。

左側の表を御覧ください。

「東京モデル」の仕組みを活用して専門相談窓口につないだ多重債務の相談件数は、平成20年の試行期間も含め、令和5年度末までで合計2,406件となっております。

続きまして、下段右側の表にあります「都内の消費生活センターに寄せられた多重債務相談件数」について御説明いたします。

平成20年度の7,905件をピークに年々減少し、現在ではピーク時の約4分の1となりました。

しかし、令和3年度の1,814件以降、令和4年度は1,866件、令和5年度は2,049件と、ここ数年は小さいながらも増加傾向に転じております。

これは、相談内容を見ると、コロナ禍の収入減や融資の返済に加え、物価高などの影響による生活苦や悪質な投資などに関する契約の増加等の影響もあると考えております。

次ページの「3 特別相談『多重債務110番』の実施」についてでございます。

これまでに実施した33回分の結果につきましては『『多重債務110番』相談受付実績』を御覧ください。

平成19年度「多重債務110番」を開始した当初は、東京都単独で実施していましたが、平成20年度以降は区市町、弁護士会や司法書士会、法テラス等の専門機関にも御協力いただき、共同で実施してまいりました。

令和5年度の実績については、9月に実施した第1回では都内で受けた相談件数が177件、3月に実施した第2回は181件となっております。各回の実施結果をまとめた資料を資料5-2として添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、今年度については、例年どおり9月と3月に「多重債務110番」を実施する予定です。

第1回目は、9月2日・3日に関係団体や都の自殺防止キャンペーンと連携して実施する予定です。

最後のページ「参考」と書いてございます資料5-3を御覧ください。

依存症が疑われる相談者への対応に係る東京都消費生活総合センターの取組について報告いたします。

昨年度は、当センターで相談員や相談者のカウンセリングを担当いただいている精神保健福祉士を講師として「多重債務110番」実施の前月である8月と2月に、都及び区市町のセンター相談員に対する研修を実施いたしました。

テーマは、8月が「対応困難ケースにおける、心理的背景の理解と対応」

2月が「依存症関連問題の背景にある家族問題の理解と対応」でございます。

都センター相談員のほか、8月は46区市、2月は49区市町の相談員、合計115名が受講いたしました。今年度も同様の趣旨で相談員向けの研修を実施する予定です。続きまして「特別相談『多重債務110番』における専門家による対応」についてです。

昨年度9月と3月に実施した「多重債務110番」では、東京都消費生活総合センターに精神保健福祉士を配置し、依存症が原因と思われる多重債務の相談者などに対してカウ

ンセリングを実施いたしました。

この取組は、平成24年度から実施しております。

昨年度の実績としては9件（9月に4件、3月に5件）でございました。

本年度も「多重債務110番」の際に、精神保健福祉士を配置する予定です。

今後とも関係機関と緊密に連携して、多重債務の相談対応に取り組んでまいりたいと考えております。

相談部会の報告は、以上でございます。

○片岡委員 小菅委員、ありがとうございました。

それでは、貸金業部会につきまして、福田委員からよろしくお願ひします。

○福田委員 貸金業部会の部会長を務めております、産業労働局金融部長の福田でございます。

よろしくお願ひいたします。

私から、貸金業部会の取組状況について御報告させていただきます。

資料6-1を御覧ください。

「都における貸金業対策」の概要でございます。

まず、貸金業登録者数と業者に対する行政処分の状況ですが、東京都知事登録業者数は、ピークであった平成14年度からは大幅に減少しておりますが、近年はおおむね横ばいで推移しており、令和5年度末時点では553社となっております。

都では、これらの事業者に対し、活動状況などの検査を積極的に実施しておりまして、法令違反が明らかになった業者について、令和5年度は、業務停止処分1件、業務改善命令2件の行政処分を行いました。

次に、利用者からの苦情・相談件数の推移でございますが、近年は減少傾向にありましたが、令和5年度は741件と、前年度に比べ約1割増加しており、多くの苦情・相談が寄せられております。

悪質な業者に対しては、是正指導や行政処分を行うなど、引き続き厳正に対処してまいります。

また、一方で、健全な事業者の育成も重要でございまして、資料下段の「貸金業者の資質向上に向けた取組」にありますとおり、業者による自主的な業務改善を促すため、3年に1度、義務づけられております登録更新の機会を活用し、更新時講習会を開催しております。

本講習会では、弁護士による業務運営の適正化に関する講義や、検査・指導でのポイントについて動画で配信し、講習終了後には、修了証書を交付しております。

この講習の受講は任意でございますが、令和5年度は、7割以上の業者が受講しているところでございます。

続きまして、資料6-2を御覧ください。

都におけるヤミ金融被害防止のための啓発宣伝活動について御説明いたします。

本取組の実施に当たりましては、本日御出席いただいております関係団体の皆様方に多大なる御協力をいただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

ヤミ金融被害の防止には、広域的な取組がより効果的であることから「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」といたしまして、埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で年2回、街頭での啓発活動を実施しております。

令和5年度におきましては、6月と11月にそれぞれ実施しておりまして、特に11月は、資金需要が高まる年末を控えているということで、強化月間としております。

主な内容といたしましては、公共交通機関等での動画の放映や、インターネットでのリスティング広告、参加機関のホームページ等での啓発活動を行いました。

また、11月には、立川の昭和記念公園で開催されました「たちかわ楽市2023」に出展いたしまして、セミナーや無料の法律・家計相談、リーフレット入りグッズの配布などを行ったところでございます。

次ページを御覧ください。

「東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」として、11月にJR新橋駅前のSL広場で行われました「新橋古本市」に出展し、啓発活動を行いました。

また、講師を現場のニーズに応じて派遣する出前講座の方法によりまして、日本貸金業協会様と連携し「資金需要者向けセミナー」も開催いたしました。

具体的には、高校生、大学生などの若年者や高齢者を対象に、ローンやクレジットの基礎知識の習得、ヤミ金融による被害防止などの講座を実施いたしました。

令和5年度は24団体、3,105名の方に御参加いただきました。

最後に、その他の活動でございますが、企業の売り掛け債権の売買でありますファクタリングを装いました違法な貸付けに対する注意喚起を図るため、リーフレットを新たに作成し、都内の中小企業約1万8000社に送付いたしましたほか、台東区消費生活展、江東区消費者展へそれぞれ出展し、啓発活動を行ったところでございます。

なお、啓発活動で使用しましたリーフレットにつきましては、資料6-3から資料6-5としておつけしておりますので、御確認いただければと思います。

私からの御報告は以上でございますが、貸金業部会におきましては、今年度も引き続き関係団体の皆様と十分に連携を図りながら、ヤミ金融の被害防止に努めてまいります。

以上でございます。

○片岡委員 福田委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、私から、東京都の金融経済教育について御報告します。

資料7を御覧ください。

都は、東京都消費生活基本計画の中で、金融経済教育を含む消費者教育の推進に力を入れることとしておりまして、東京都消費者教育推進協議会において、委員の御意見をいただきながら進めております。

また、都は、昨年度、組織改正によりまして、国際金融都市構想などの東京の成長や、課題解決に資する重要な施策を担うため、スタートアップ・国際金融都市戦略室を新たに設置いたしました。

同室におきましても「国際金融都市・東京」を実現するための取組の一環としまして、都民の安定的な資産形成に向けた金融リテラシー向上支援に係る事業を実施しています。

具体的な取組状況でございますが、2枚目を御覧ください。

取組をリストとして載せておりますが、先ほど新内委員から、生活再建部会の中で、資料3-3でA2の資料が紹介されておりましたので、御関心があれば、後ほどそちらも併せて御覧いただければと存じます。

取組状況は、まず「一般都民向け」ですが、毎年、東京都金融広報委員会様との共催で、金融経済をテーマとしましたセミナーを開催しています。

昨年度は「人生100年時代～上手な貯め方・使い方」と題し、暮らしに身近な金融や、消費生活に関する知識を会場とオンラインで278名の都民に学んでいただきました。

次に「消費者問題マスター講座」は、消費者教育等の推進を担う人材の育成を目的とした一連の講座ですが、第6回で金融商品取引法や、金融商品販売法の概要、金融商品の基本とトラブルになりやすい取引などについて取り上げ、御講義いただきました。

シニア・ミドル向けの「楽しみながら学ぶ暮らしの連続講座」では、多摩消費生活センターでキャッシュレス決済の最近の動向と、使い方のポイントを内容として実施いたしました。

また、昨年度の出前講座は85回、延べ3,649名の方に受講していただきました。

そのほか、ミドル層向けとして、冊子『飯田橋四コマ劇場』で年金をはじめとした老後の備えについて紹介しています。

「(2)若者向け」の事業でございますが、都は、学校における消費者教育の推進を図るため、様々な教材を作成しています。

昨年度は、キャッシュレス決済について疑似体験しながら、注意点などを学べるウェブ教材を作成しました。

特別支援学校の授業でも御活用いただけるように、指導者用の資料も併せて作成しております。

学校向けの出前講座は、昨年度は137回実施し、1万4130名の方に受講いただきました。

都内全高校の2年生を対象とした「消費者教育・啓発用ノート」を12万冊作成・配布しております。

また、小学生親子を対象とする夏休み講座の中で、お金の使い方を考えてもらう講座を実施しております。

次に「(3)高齢者向け」の取組でございますが、3つ目の○ですが、毎年9月から12月に宅配事業者等と連携して、悪質商法への注意喚起のリーフレットや、消費者ホットラインを案内するシールを高齢者のお宅に直接手渡しで届ける取組を実施しております。

このほか、高齢者見守り人材向け出前講座を昨年度には132回実施し、2,858名の方に受講いただきました。

「学校(教員)への情報提供」でございますが、消費生活総合センターでは、教育現場を経験したコーディネーターが、都立高校等の校長連絡会や区市町村の小中学校指導主事を対象とした説明会等の場を借りて、センター作成の教材や出前講座などについて情報提供を行っております。

また、夏休み期間に、学校の先生方に、学校における消費者教育に必要な知識・情報を提供する機会を設けています。

最後になりますが、このたび、金融経済教育推進機構が設立されるなど、金融経済教育が社会的にも注目され、皆様方と連携して、より効果的な取組を行っていくことがますます重要になってきていると考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

各部会等の報告は以上でございますが、委員の皆様から、これまでの部会報告につきまして御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

発言を希望される方は、挙手にてお知らせください。

オンラインの方は、挙手ボタンを押してお知らせください。

私から指名させていただきますので、御発言の際は、マイクをオンにいただき、終わりましたら、再びオフにさせていただきますようお願いいたします。

では、ご質問等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

安藤委員、よろしく申し上げます。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

資料3-1の2ページ目に「⑥他機関への紹介（複数回答）」というグラフがございまして、聞き漏らしてしまっていたら、申し訳ございません。

区市町村で1割弱の紹介があるようですが、東京都が区市町村を紹介するのは、相談者のお住まいの地域で相談してくださいと振るのか、それとも、何か具体的に福祉事務所のようなものを紹介しているのか、もしその辺りのことが分かるようでしたら、教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○小林課長 地域福祉課長の小林でございます。

御質問ありがとうございます。

区市町村の窓口におきまして、例えば生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口等がございますので、そういったお住まいの地域の相談窓口を御紹介させていただいております。

○安藤委員 ありがとうございます。

よく分かりました。

○片岡委員 ほかにございますでしょうか。

御質問等はよろしいでしょうか。

続いて「意見交換」に入らせていただきます。

まず、資料を御提出いただいた各委員から、資料の御説明も含めて御発言をいただければと存じます。

では、亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

資料8-1を御覧ください。

字が小さいので、拡大して御覧いただきたいと思います。

ここ10年の経緯を書いておりますが、多重債務は、ここ10年で、昨年度、令和5年度が一番多いのです。1万6000件を超えています。月にすると、1,347件になります。

ですから、一時減ってきていて、特にコロナの頃はあまり相談できない体制だったのか、減っていたのですが、また急激に増えてきているようです。今年度に入って、まだ1か月か2か月ですが、かなり急激に増えています。

法テラスとしては、予算が途中でなくなってしまって、予備費の支給が全くないので、今年1月から3月まで相談数を3分の1に減らしていたのですが、それでも、ここ10年で一番多い数になってしまっています。

そのうち「代理援助」は大体破産ですが、これも増えています。8,455件です。

いろいろな事件の中で、多重債務が結局6割を占めていることになっております。生活困窮が進んでいることがよく認識できるかなと思っています。

私どものところに来る収入がない方がもともと40%いるのですが、そのほかでも、昨日、審査で回ってきたものを見たら、女性45歳で給料21万。それでも、私などが見ると、いい給料だなと思うぐらいなのです。

一般的に多いのが、15~18万という方が一番多いかなと思います。

これでは、家賃を払って、物価が高くなっているときに、とても生活費が足りないで、借金せざるを得ない状況が増えてきているのかなと思って、本当に悲惨な状況だなと感じているところです。

春闘で値上げがあったところは、新聞を見ても、本当に羨ましいなと思って、私どものお客様を見ていると、本当に気の毒な方が多くて、借金はしようがないなと思う程度です。

だから、私どもは、生活困窮者はどなたでも受け入れますので、あちこちから回していただければ、真摯に受け止めて、弁護士から司法書士の方へ努力しておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○片岡委員 亀井委員、ありがとうございました。

それでは、続けて、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 資料8-2を用意しました。これは私どもの業務の指標、相談やカウンセリングの件数を前年同月と比べられるようにした表ですが、青で塗ってある月が増えていきます。先ほど亀井委員の御発言にもありましたように、状況は全く同じで、特に昨年から軒並み増という状況が続いています。

物価高の影響もあり、このような傾向がこれからも続くのかどうかの見通しやその対策について、行政機関の方から教えていただきたいと思えます。

私からは以上です。

○片岡委員 米澤委員、ありがとうございました。

それでは、木村委員の代理で御出席の池田様よりお願いいたします。

○池田代理委員 東京財務事務所でございます。

私どもは、資料8-3-1の資料に基づいて御説明させていただきます。

当事務所では、2名の多重債務相談員を配置しておりまして、多重債務の相談を受け付けております。

主には、借金の金額とか収入を聞き取りまして、相談者の方への助言とか、法テラスさんとか弁護士会さんがやっていらっしゃる無料相談といった関係に取り次ぐ仕事を主として活動しているところでございます。

当事務所が受けました令和5年度、令和5年4月から令和6年3月までの傾向を本資料に基づいて簡単に御説明させていただきます。

傾向といたしましては、令和5年度は、20代とか30代の方の相談者がやや増加した傾向がございます。

あと、80代以上の年金生活者の方からの相談も若干目立っている傾向でございます。

借金のきっかけは、右下の円グラフにございますとおり「低収入・収入減」とか「生活費への補填」「商品・サービス購入」が大半を占めている状況でございます。

2つ目のポツでございますが「20代・30代・80代に多く見られる相談例」といった傾向で、目立った内容のものを簡単に御説明させていただきます。

特に最初ですが「20代の事例」の相談といたしましては、御本人ではなく、御家族とか友人からの相談がやや目立っているところでございます。

私どもが対応させていただきまして、弁護士会さんとか法テラスさんに行ってくださいよという話をするのですが、なかなか一人で自立していけないとか、弁護士さんが入ったといたしましても、なかなか自立しての解決ができないので、借金の解決に結びつかない

ケースが見受けられるところがございます。

2つ目のポツですが「30代の事例」でいきますと、本人からの相談が多いのですが、ギャンブルとか、そういった遊興費が目立っている傾向がございます。

「80代以上の事例」でございますが、現役時代の浪費癖というか、そういったものが抜け切れず、交際費や、子供とか孫の生活費の補填、知人の借金の肩代わりなどで借金をするといったケースが見受けられるところがございます。

今申し上げた事例は、あくまで当事務所が受け付けましたものでございまして、件数も、他の機関さんと比べましても低いので、傾向としては異なるかもしれませんが、事例として目立ったものを分析させていただいたものを説明させていただいたところがございます。

次に、資料8-3-2でございます。

関東財務局では、金融被害の啓蒙活動といたしまして、金融犯罪被害防止のための注意喚起動画をSNSとかYouTubeで配信しております。

テーマは、いろいろと分かれていまして、なりすましでだまされたとか、ヤミ金融にだまされたとか、各シリーズを短編で、約4分程度の動画としてまとめています。

このチラシにございますQRコードとか財務局のホームページからこの動画に入れますので、当局が主催する各種の講演とか、関係機関さんがお集まりの会合でこれらの動画を紹介しているところがございます。もし機会がございましたら、ぜひ御覧いただければありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○片岡委員 池田様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、菅原委員、よろしく申し上げます。

○菅原委員 日本貸金業協会の菅原と申します。

私どもの日本貸金業協会は、貸金業界の自主規制機関ということで活動しておるわけですが、私が所属しています相談・紛争解決センターで相談・苦情・紛争等、様々な相談を受けているわけですが、令和5年度の状況について御説明したいと思います。

資料は、資料8-4でございます。

まず、1ページですが「相談・苦情・紛争概要」です。令和5年度の資金需要者等からの相談・苦情・紛争受付件数は、一般相談、多重債務相談ともに増加しております。

合計で1万156件。

これは、表で言うと17行目になりますが、前年と比べても841件増えております。
右のグラフを見ていただいても、令和2年度から出ていますが、増加傾向にあるということでございます。

それから、メッセージラインの②ですが、ギャンブル依存症対策基本法に関連しまして、当協会に関係機関への貸付自粛制度。これは当協会に、私が借りに行っても、貸付けをしないでほしいという申告をしていただきますと、これを信用情報機関に当協会から報告して、それを載せていただくことになるのですが、この周知活動を強化しておりまして、貸付自粛に関する相談が4,346件。

これは10行目ですが、前年と比べても629件増えております。

それから、メッセージラインの③、苦情です。

こちらも、15行目になりますが、昨年の7件から大幅に増えまして、令和5年度は33件ということで、26件の増加ということでございます。

苦情については、若干幅広に苦情として取り上げたこともありますし、コロナが終わって、資金需要者等の経済活動の動きが出てきたところから増えているのではなかろうかと推測しております。

2ページに行きまして「若年者・若年層に関する相談」ですが、2022年の民法改正に伴いまして、我々としてもこれを強化して、相談を受けておるところでございます。

メッセージ欄の①ですが、昨年度の24歳以下の若年者・若年層に関する相談は666件ということで、前年と比べて47件増加しております。

②で、18～19歳の若年者に関する相談は、前年と比べて13件ということで、若干減っておりますが、20～24歳の若年層に関する相談は、前年と比べて60件増えているということになります。

相談の中身としては、本人のことを心配した家族・親族、息子さんとか娘さんのことを心配した親御さんからの相談が非常に多く、右下の円グラフを見ていただきますと、70.7%が「家族・親族」からの相談ということで、これ以上借りられないようにできないかという貸付自粛に関する相談が半数以上を占めております。

それから、③で、成年年齢引下げに伴いまして「若年者金融トラブルホットライン」を当協会で開設したのですが、数としては非常に少なく、12件ということでした。

中身を見ても、若年者が、貸金業者から多重債務で非常に困っているような事例は見つけれなかったところでございます。

当協会の協会員でも、18歳、19歳への貸付けは非常に慎重にしております、ガイドラインを設けて、かなり厳しく審査をなさいたいということになっておりますので、そもそも18歳、19歳には貸出しをしないような協会員も多くございますので、特段大きなトラブルはなかったということです。

3ページ目ですが「金融トラブル相談」です。昨年度の金融トラブルに関する相談は342件ということで、前年と比べて137件と大きく増加しております。

遠隔操作アプリを使って、消費者金融から高額な借入れをさせる副業詐欺による若年層の消費者被害が非常に増えたということです。

相談者については、適切な情報提供とか助言、あるいは消費生活センターの相談員や協会員との意見交換を行っておりますが、こういった中でもテーマとして取り上げて、情報共有を図って、どのようにしていったらいいか、対策を協議するような取組をしております。

それから、当協会のホームページやSNSを活用しまして、資金需要者の注意喚起を行っておりますし、協会員に向けては、こういった詐欺と思われるような申込みがあった場合の水際対策の一段の強化を依頼しております。

また、ここには書いていませんが、こういったことの未然防止ということで、当協会から出前講座、学校に行きまして、金融トラブル被害の実態について講座を行ったり、あるいは大手の協会員と一緒に、昨年6月に金融リテラシー向上コンソーシアムを設立しまして、被害の未然防止のための講座にも取り組んでいるということがございます。

4ページは、今年1月に発生しました「能登半島沖地震に関する相談」でございますが、こちらについては、相談が6件、苦情が2件ということですが、大きなトラブルはなかったということがございます。

協会員に被災地の対応についてアンケートを実施しました。

これは下の表を御覧いただけるといいと思うのですが、被災地に住んでいらっしゃる顧客については、状況に応じて連絡を控えている、あるいは返済の猶予をしているということで、各社においては、適切な対応を取っていただいたということがございます。

5ページの「貸付自粛制度」ですが、昨年度の貸付自粛で、当協会を受けた登録、また、撤回もできるのですが、これにつきましては、4,957件ということで、前年と比べて1,184件増えております。

上のメッセージラインの③に書いていますが、貸付自粛の目的で最も多いのは「キャン

ブル癖」です。

どうしてもギャンブルがやめられず、借金を繰り返してまでもギャンブルをしてしまうので、借入れをやめたい方が登録されるということで、これは前年と比べて411件増えたということでございます。

「ギャンブル癖」については、登録者のうち半分近くの44.7%がギャンブルをやめられずに、借金を繰り返してしまう方でございます。

続きまして、6ページですが「生活再建支援カウンセリング」を当協会で行っております。

借金は整理できたけれども、家計管理が苦手とか、ギャンブルの癖が治らない、あるいは家庭の中に何か問題があるということで、また借金を繰り返してしまう方に、根本的な原因を一緒になって考えましょうという取組です。

これについては、昨年度は新規の相談者、それから、継続してカウンセリングを受けていらっしゃる方もいますので、

新規と継続相談者を合わせて99件、延べ423件ということで、ほぼ前年と同じ水準ということですよ。

家族からの相談も非常に多いものですので、その場合は、御夫婦とか親子を対象としたカウンセリングを実施しております。

最後に、7ページですが「他機関との連携」ということで、多重債務に関して様々な取組で連携しております。

今申し上げました生活再建支援カウンセリングのノウハウを「出前講座」で他機関の相談員に提供させていただいて、多重債務の方が来られたときに、どのような形で話をお聴きするとか、そういったカウンセリングを活用した相談者対応について出前講座を行っています。

中段は「意見交換」です。財務局、国民生活センター、消費生活センターの相談員の方々と様々な意見交換等を行っています。

下段は、「周知活動」です。

これについては、当協会の活動の周知や貸付自粛制度の周知活動です。公営ギャンブルの施行団体に貸付自粛制度のポスターを貼っていただくとか、チラシを配っていただくとか、こういったお願いをしながら活動しているということでございます。

私の説明は以上でございます。

○片岡委員 菅原委員、ありがとうございました。

資料を御提出いただいた委員からの御説明が終わったところで、全体を通して御意見、御質問等がございましたら、委員の皆様から御発言いただければと存じます。

オンラインにて御発言を希望される方は、挙手ボタン押してお知らせください。

では、お願いします。

内村委員、よろしく申し上げます。

○内村委員 せっかく来たので、少し。

今、いろいろと聞いていて、発言させていただきたいと思います。

今、最後にギャンブルの話がありました。

たまたま昨日の夜、テレビを見ていたら、マツコさんの番組だったのですが、多分、浅草の場外馬券場の近くで50年ぐらいつとギャンブルをやっているけれども、50年間で一番勝ったのが5万円だけ、俺はギャンブルに向いていないのだと言いながら、何でやめられないのかというと、何かやめられないのだと。

一番最近の傾向として、水原さんのこととか、依存症の関係はもうちょっと大きく社会問題にしていかななくてはいけないのかなと。

多重債務の対策を考えるといったときに、いろいろとメニューが出ている中で言うと、先ほどの若者が増えているのは、以前、生活再建部会するときにも言ったかもしれませんが、私ども東京の労福協は、奨学金問題にいろいろと力を入れて取り組んでおります。

どうしても若い人が奨学金というある意味の借金を抱えながら働きに出ていったときに、生活が苦しくて借金をしてしまうケースが実際に多いのもひとつ問題で、社会問題にもしているのですが、借金をしなくて済むような形、あるいはあまり借金をしないような形の対策。先ほどの出前講座とか、学校教育との連携も非常に大事だと思います。

そういう人たちを生み出さない取組と、今やっている多重債務になってしまった場合の対策を併せてやっていくところにもうちょっと力を入れていけばいいのかなと。

それと、資料はないのですが、若い人たちの借金が増えていくのと併せて、私も若いときは、会社に入ったら、財形貯蓄をやったためなさいというのがあったのですが、逆に言うと、最近、若い人の貯蓄高はどうなっているのか。

若い人は、本当に貯金がなくて、どうしても借金しないと生活できないような状況なのかということも含めて、もし今後、資料がどこかから取れるのであれば、取っていただければと思います。

以上です。

○片岡委員 内村委員、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

そうしましたら、まだお時間の余裕がございますので、御発言をお願いしたいと思えます。

私から指名させていただければと存じます。

最初に、警視庁の米山委員の代理の暴力団対策課の長友警部補から何かございますでしょうか。

○長友代理委員 着座のままお話しさせていただきます。

多重債務や出前講座のお話を色々と聞かせていただきました。

若い人の借金も含め、多重債務者が皆様や警察のほうに相談に来ればいいのですが、テレビでも報道されていますが、誰にも相談できず闇バイトを通じて特殊詐欺や強盗に手を出す者もおります。何とか相談に来てくれれば救える道があったのかなと思いますし、誰にも相談できず新たな犯罪、新たな被害者も生んでしまっている現状があります。

もちろん、やっている人間が一番悪いのですが、我々も、警察活動を通じて色々とやっておりますが、あらゆる相談の窓口を知っていただき、新たな犯罪を行わないよう入口で食い止めていただきたいと思います。

特殊詐欺に加担する典型的な例は、SNSや先輩、友達に誘われてやるケースが多いです。

スマートフォンが犯罪の入り口になっているのが現状でございます。そこで若者も大麻を買います。闇バイトをやることもできます。

そういった闇バイトのグループに一回加担してしまうと、抜けられないのです。抜けさせてくれ、やばい、抜けようと思っても、おまえの家を知っているぞ、学校も知っているぞ、高校も知っているぞ、警察に言うぞ、学校に言うぞと、次に脅しに入ります。結局、精神的に支配されてしまい、抜けたいけれども、抜けられない、でも、誰にも相談できない。

罪を重ねていって、結局、グループから抜けられなくなって、手足、駒となって、最終的には警察に捕まって、懲役に行ってしまうものも結構散見されますので、ぜひ入り口の皆様のところで、そういった犯罪に走らないよう食い止めていただければと思います。

私どもの活動も紹介させていただきます。

私どもも出前講座をやっております。

これは、若者を犯罪集団から守るための教育ということで、闇バイト、違法薬物、SNSの危険性等を授業として行っています。

受講者は、小中高大学生、教員です。

そこでいろいろとお話をするのですが、最終的には、必ず相談してください、立ち止まる勇気を持ってください、想像力を持ってください、こういうことをやったらどうなるか、考えてくださいという話をして、出前講座等をやらせていただいております。

以上、長々とお話しさせていただきました。

○片岡委員 長友様、ありがとうございました。

内村委員、長友様とも、まず、入り口で食い止めねばと。まず、ならないようにというお話だったかと思います。

それでは、オンラインで御参加いただいている先生方にも御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、宮村委員から何か御意見をいただけますでしょうか。

○宮村委員 私は、ここ最近の多重債務相談の相談件数としましては、割と多いと思っております。

相談内容としては、従来とそんなに変わらないといえますか、生活費が足りなくて借りたいといったものが多いと思います。

生活費が足りない事情については人それぞれで、仕事がなくなったとか、病気になってしまったとか、もともと給料が低いとか、もろもろありますが、そこはあまり変わっていないと思っております。

ただ、ここ最近だと、傾向か、たまたまなのか、はっきり分らないのですが、投資詐欺で短期間に数百万という形で借金をしてしまったようなケースが複数ございまして、いずれもLINEの広告から入って、やり取りをしているうちに、投資する話がまとまってしまって、借入れを勧められて、借入れをして、それを投資したけれども、連絡がつかなくなって、回収も困難というケースが複数ありました。

そういった相談の場合、業者とのやりとりなどはスマートフォンでLINEでのやりとりがほとんどなので、こちら側から具体的にどういうやりとりなのか、非常に見えにくいといえますか、そういうこともありますし、事例を集積して、そういった相談が来たときに、適切に対応できるようにしていければと感じた次第です。

以上であります。

○片岡委員 宮村委員、ありがとうございました。

田中委員からは何かございますでしょうか。

○田中委員 第一東京弁護士会の田中です。

弁護士会として多重債務に関わっているところで一番大きいのは法律相談で、先ほど宮村先生からも御報告いただきましたが、私の実感として、相談を受けたり、破産管財という立場に関わった案件などで目立つのが、SNS等を利用したいわゆる投資詐欺の被害で多重債務に陥ってしまっているということが非常に多いと考えております。

弁護士会としては、事前にそのような被害を防ぐ活動までなかなか手が回らなくて、大変申し訳ないのですが、本日、各団体の方から御報告いただいたような金融リテラシー関連の周知や、講演会をやっているのは非常にありがたいことだと感じておりますが、さらにそのようなことを社会的にもう少し問題として取り上げていただければ、もう少し減るのではないかと。それぐらい、投資詐欺被害が多いのが気になっております。

あとは、つい先日に報道されていましたが、多重債務の相談を受ける際に、弁護士会の規程上、法律相談をオンラインだけでやらないように、などの決め事があるにもかかわらず、一部の弁護士にこの規程違反があるのではないかと、というニュースがありました。

我々のように弁護士会で法律相談に関わっている者からすれば、基本的にはそういうことはやらないのが当たり前ということでやっておるのですが、弁護士会のマンパワー等もありまして、全ての弁護士がきちんとやっていない状況がどうもあるのではないかと。ということで、弁護士会から会員に対する周知徹底を改めてやったりとか、規程違反の事務所に遭ってしまい、困った末に弁護士会の法律相談を受けに来た、とかいう案件もありますので、弁護士会でそのような情報を共有して、規程違反を未然に防げるような体制がつかれないとか、いろいろと検討しておる次第です。

ということで、弁護士会のほうでも、いろいろとやれることはやろうと思っておりますので、御理解いただければと思います。

私からは以上です。

○片岡委員 ありがとうございました。

時間が迫ってまいりましたが、もう何人かお伺いしたいと存じます。

寺谷委員、よろしく申し上げます。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

私の実感としても、法律相談センターのクレジット・サラ金相談の件数が増えてきている実感がございまして、先ほど生活再建部会が報告の資料3-1でも、弁護士会に紹介する件数が、令和5年度では、令和4年度と比べても増えているデータもあって、実感もそうなのかなと感じた次第です。

その関連で、すごく気になった点がございました。

一方で、フードバンクへ紹介する件数が逆に減っている、大幅に減少したという話があったかと思います。

弁護士が直接相談者等にフードバンクを紹介することは、必ずしも多くはないような気もするのですが、昨今の情勢だと、むしろ実質賃金が物価高騰に伴って下がっていく中で、フードバンクの利用の需要はむしろ増加しているのではないかと感じていたところなのですが、逆にフードバンクの紹介が減っていると。

昨今、私が接したニュース等によりますと、フードバンクにフードを供給する会社なり、慈善家さんなり、逆に供給の数が減っていて、需要に追いついていないという情報もございまして、その関係で、フードバンクに紹介したいけれども、なかなか紹介できないのではないかと。

あるいはフードバンクさんのほうから、あまり紹介してもらっても対応できないという背景というか、そういった事情がもしあるのであれば、その数字も、現象も理解できるころなのですが、フードバンクの大幅な減少の背景というか、理由について、何か情報が上がっているようなことはあるのでしょうか。

すみません。質問になりました。

○片岡委員 では、福祉局からよろしくお願いします。

○新内委員 では、福祉局から。

直接のデータの裏づけはないのですが、私の説明では、無収入の方が減っていることも要因の一つと考えられると申し上げましたが、フードバンクの利用ニーズが社会的に下がっていることもないと感じております。

この相談窓口で関わったお客様に御案内した件数は実際にデータとして減っておりますので、多重債務を抱えて相談に来られた方におつなぎするサービスの一つとして、フードバンクのニーズがどう変化するか、現場のニーズとマッチしているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

また、併せて、必要な方が利用できるように御案内していくことは当然必要だと考えて

おります。

以上です。

○寺谷委員 ありがとうございます。

また何か分かれば、情報共有いただけますと幸いです。

ありがとうございます。

○片岡委員 寺谷委員、ありがとうございました。

まだ御発言をいただいていない方として、小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付事業等を行っているところですが、貸付けの相談については、コロナ禍であった令和3年度等に比べますと、大幅に減っている状況がございます。

ただ、これは、今はコロナの特例貸付けを行っておりませんので、コロナの特例の貸付けの相談が含まれている件数だったということにおいて減っているのもあって、それを除いた貸付けについては微増という状況だと所管の部署からは聞いているところでございます。

もちろん全てが多重債務者というわけではないのですが、相談をお受けする御世帯の状況としますと、複合的な課題を抱える世帯が多く、貸付けではない支援も必要と思われ、対応せざるを得ない場合も多いと聞いているところでございます。

今、たくさんの方々に関係している皆様方の取組等とつなげながら支援をしていくことが重要と思うところでございます。

以上です。

○片岡委員 ありがとうございました。

オンラインで御参加の福司委員はいかがでしょうか。

○福司委員 ありがとうございます。

住民の皆様より、多重債務問題について相談がございましたときには、本日の情報を活用させていただきたいと思っております。

以前、民生委員・児童委員の研修会におきまして、ギャンブルの依存症、アルコールの依存症、薬物の依存症について、研修を伺ったことがございます。家族の皆様の協力が大変必要で、難しい問題だというお話をそのときに伺いました。

できればですが、対応策などの研修会などを開いていただければ、大変ありがたいと思ったところでした。

それから、板橋区では、東京都23区で初のフードパントリー活動を行っております。

生活に困窮された方が窓口で相談にいらっしゃいましたときに、フードパントリーを活用できるお話につないで、パントリーの中には、お米やカップ麺、お菓子や調味料等が入っております。利用者の方が利用したい日をと窓口に伝えますと、暗唱番号が伝えられます。

パントリーの入り口は施錠されておまして、その番号を入力しますと入れます。それで自分が欲しいものをいただいて、出口にバーコードの読み取り機がありますので、そこで自分の頂いた食品のバーコードを読み取って、外に出て、お帰りになるということで、誰にも会わずに食品を頂いて、誰にも会わずに帰ることができるパントリー活動を行っております。自動的に在庫管理ができます。

本事業は、「生活困窮者等食品・相談支援事業」として、パントリーを活用した食品支援と、生活の困りごと等を解決につなげる相談支援を併せて実施するもので、パントリーの利用登録は、生活困窮者自立相談支援機関（いたばし暮らしのサポートセンター）の窓口を経由して行い、管理運営は板橋区社会福祉協議会が担うなど、支援機関との連携によりパントリーを活用しています。支援機関と連携することで、支援が必要な方へ食品面からの確かな支援を行うとともに、困りごとを抱える区民の方との接点を増やし、幅広い支援に繋がっています。

情報提供ですが、以上でございます。

○片岡委員 ありがとうございます。

では、岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。

東京都金融広報委員会の岡崎です。

当委員会では、お金や金融に関する講座への講師派遣、講演会、研究校の支援の一環としての公開授業の開催、金融・金銭教育協議会の開催などを行っております。

その中で、先ほど触れていただいた話題とも関連いたしますが、本年3月9日に、ハイブリッドで講演会を開催いたしました。

テーマは、金融詐欺でございました。

よくテレビにも出演されていますITジャーナリストの三上洋さんと、弁護士の平澤慎一先生をお招きしまして、東京証券取引所と日本FP協会東京支部と共に開催いたしました。

この共催先とは、毎年1度、講演会を開催している中で、投資や金融資産形成に関する話題を選ぶことが比較的多かったのですが、今年は金融詐欺の現状に鑑み、是非ともテーマとして取り上げようということで、このような企画になりました。

SNSを使った非常に悪質な金融投資詐欺が横行しており、この講演会の開催後、ニュースでも大きく取り上げられました。いわゆるホリエモンさんとか、ZOZOの前澤さんが動画を使われてしまい、こうした有名な方から、有益な話が聞けるのではないかと思います。クリック、あるいはスマホを操作していくと、全然関係のないSNSや投資勧誘のサイトに誘導されるということが起こっております。

本人の音声が出て、信じ込まされてしまい、このアドバイスを聞けるならと思ってやり取りをしていくと、非常に悪質な投資を勧められるということです。

平澤先生がおっしゃっていたのは、SNSだと手の打ちようがないということです。

銀行口座への振り込みを誘導された場合は、金融機関と連携して口座を止めることができるけれども、だまされて振り込んでしまったお金は取り返せないそうです。口座の閉鎖はできるけれども、投資したお金は取り返せないのです、被害の回復はできないとはっきりとおっしゃっていました。

特にひどいのが、仮想通貨で投資をするように誘導するケースで、仮想通貨に交換した時点で救済手段が全くなくなってしまうということです。

三上さんと平澤先生が口をそろえておっしゃっていたのが、メタとか、媒体を運営している会社に、日本政府から対応を要請してほしいという点でしたが、その後、ニュースで、前澤さんなど著名人がメタ等を訴えるという動きを取り上げていました。

しかし、少なくとも現時点ではアメリカの大企業はあまり相手にしていないような状況で、深刻な問題だと思います。

他に学校で開催している公開授業でも、昨年12月に、森永康平さんをお招きした際もこれに関連したお話がありました。森永卓郎さんの動画が悪質な投資詐欺に使われていることはよく知られていますが、御子息の康平さんの動画も使われているそうです。

森永康平さんは、問題意識を高めて、格闘技を習って、投資詐欺サイトの運営者に直接会いに行くとおっしゃっていました。

そのぐらいしないと、実態が全く分からず、SNSですから、アカウントが消えてしまうと何もわからなくなりますし、巨額な被害が出ているということで見過ごせない事態で

す。

本件が今日の多重債務問題とどこまで関連するかと考えておりましたが、借りてまで投資をしてしまう方の被害も出ておりますし、投資詐欺に遭ったことにより、これからの生活が困窮する方も出てきておりますので、重要な問題だと思えます。私どもも引き続きテーマとして取り上げてまいりたいと思っております。

先ほど片岡様から言及いただきましたように、私どもの連携先である金融広報中央委員会が、この夏から金融経済教育推進機構に機能を承継していくことになっております。

私どもの委員会と、46道府県の委員会は変わりませんが、国が認可法人である金融経済教育推進機構を設立し、関係団体ともより緊密に連携して金融経済教育を推進していく中で、投資を奨励する風潮が強まることの弊害が出ないかと危惧しております。日本弁護士会でも意見書を出してくださっています。当委員会でも意識して取り組んでまいりたいと思えます。

機会をいただき、ありがとうございました。

○片岡委員 岡崎委員、ありがとうございました。

様々な御意見が出ましたが、お時間が参ってしまったのですが、それを受けて何か御発言をという方がいらっしゃいましたら。

○岡崎委員 岡崎です。

内村委員の御発言で、若者の貯蓄の状況とデータはないのかという御質問がございました。

金融広報中央委員会が実施しております「家計の金融行動に関する世論調査」で年齢層別の貯蓄の状況も調査・集計して公表しております。

関連して特徴的な動きと聞いておりますのが、NISAとかiDeCoが推奨される中で、金額はさほど多くないのですが、若者の利用件数が増えている動向は報告されております。

そういった流れでも、若者の投資詐欺被害が増えないとよいなと思いつながりながら活動しております。

○内村委員 ありがとうございます。

○片岡委員 では、皆様、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡などをお願いします。

○野口課長 重ねてのお願いで恐縮でございますが、本日御確認いただきました資料のう

ち、資料 8-1、資料 8-3-1 は非公開となりますので、お取扱いには御留意くださいますように、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の協議会につきましては、日程調整の上、後日、改めてお知らせいたします。

また、委員の皆様の任期が本年 9 月 9 日までとなっておりますが、引き続き、委員への御就任をお願いしたいと考えておりますので、委員委嘱手続きの際は、よろしくお願い申し上げます。

○片岡委員 それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、第 21 回「東京都多重債務問題対策協議会」は、これをもちまして閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 36 分閉会